

外国人起業活動促進事業委託

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

外国人起業活動促進事業委託

2 業務目的

外国人が日本国内で起業するためには、スタートアップビザの活用だけでは対応困難な多くの障壁があるほか、必要な人に情報が届いていないためスタートアップビザの活用が進まない等の課題があります。

本事業では、スタートアップビザについて、ターゲットを絞った周知と、外国人が横浜市内で起業活動をするにあたって最大の障壁である言語の壁を取り除くための各種取組を行います。

具体的には、日英の多言語対応で、ビザ認定までの問合せ・相談対応、ビジネスプランの磨き上げ支援、各種支援を行う機関・団体等の支援者・専門家とのネットワーク形成、起業準備活動計画の作成支援、ビザ認定後の起業準備活動支援、オフィスや住居の賃貸、銀行口座開設、ビジネスパートナー探し等を行います。これらの実施にあたっては、公益財団法人横浜企業経営支援財団、公益財団法人横浜市国際交流協会をはじめとする既存の支援機能と連携して実施します。

3 履行場所

横浜市内及び横浜市が指定する場所並びにオンライン

4 事業概要

（1）委託契約期間

令和8年4月1日より令和9年3月31日まで

（2）業務価格

業務価格は6,500千円（税込）を上限とする。

5 委託業務概要

（1）委託内容

ア 計画申請確認までの問合せ・相談の多言語対応

イ 在留資格認定後の起業準備活動支援

ウ 多言語による制度紹介と制度利用の促進

(2) 成果物

ア 報告書電子データ（電子媒体に記録、又は電子メールなどで提出すること）

1式

イ その他業務関連資料（電子データ及び紙データ）

1式

6 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

参考見積書は、業務価格を上限 6,500 千円（税込）として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

(2) その他仕様

ア 別添「業務委託仕様書」のとおり

イ 本市契約関係規定や「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」等関係法令を遵守すること。

7 委託料の支払い

委託料は、業務報告書及び委託完了届出書の受領後、横浜市で検査確認した後に支払うものとする。

8 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。